

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人敬仁会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年11月28日・29日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 会計監査人による会計監査を実施し、会計監査人から無限定適正意見が記載された監査報告書が提出されているが、会計面で不備が見受けられるので、指摘事項について改善すること。
- ・ 定期的に福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について法人ホームページで公表するとともに、苦情解決の取組、法人内外の各種研修会参加により福祉サービスの質の向上に努めている。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>監事について、理事会を2回続けて欠席している者が見られた。また、監事の全員が欠席している理事会があった。</p> <p>については、監事の役割の重要性を鑑みれば、実際に理事会に参加できない者は名目的、慣例的に選任されたとみなされ不相当であることから、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。</p> <p>(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条)</p>	<p>理事会の日程については、監事に出席いただけるように今後も日程調整を行っていく。</p> <p>業務の都合上、会場参加が難しい場合は、テレビ会議等で参加いただくことを検討する。</p>
2	<p>役員報酬等支給規程が平成29年6月19日の評議員会で決議され、平成29年4月1日から施行と遡って適用する規程となっていたが、評議員会の決議の日から有効となるものである。</p> <p>については、役員報酬等支給規程は評議員会の決議の日以降の適用とするよう評議員会の承認を得て改正すること。</p> <p>(法第45条の35)</p>	<p>次回開催評議員会において、役員報酬等支給規程の適用日を平成29年6月19日付けとする議案を上程し、承認をいただく。</p>
3	<p>新年度に処理すべき仕訳を年度内に処理したため、財産目録及び貸借対照表の借入金の合計が残高証明書の借入金残高と一致していなかった。</p> <p>については、仕訳に当たっては、会計年度を遵守すること。</p> <p>(定款第38条、留意事項2)</p>	<p>平成29年度末は休日であったにもかかわらず、該当日の曜日の確認をせず、年度内に返済処理を行った。預金残高や償還予定表を十分に確認し、適切な会計処理を行う。</p>
4	<p>現金の決算書への計上漏れのため、財産目録及び貸借対照表の現金預金の合計と残高明細書の預金残高の差額が現</p>	<p>小口現金出納帳の各証憑に、平成29年度内に収納した金銭の記録があったが、それに関する会計処理が漏れてい</p>

	<p>金出納帳及び小口現金出納帳の現金残高合計と一致していなかった。</p> <p>については、決算書への計上について漏れがないようにすること。</p> <p>(経理規程第12条)</p>	<p>た。小口現金出納帳を再度確認し漏れないように十分に確認し適切な会計処理を行う。</p>
5	<p>財産目録について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 現金と普通預金を分離せず、現金預金と記載していた。</p> <p>② 積立資産の「場所・物量等」欄に施設名を記入し、銀行及び支店名を記入していなかった。</p> <p>については、運用上の取扱い26及び別紙4の記載例に従って財産目録を作成すること。</p> <p>(運用上の取扱い26、別紙4)</p>	<p>「運用上の取扱い26 別紙4」の記載例に従い作成を行う。</p>
6	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 補助金事業等収益明細書のケアハウス・サンテリオンの交付金額に補助金事業収益(一般)を記載していなかったため、区分小計欄が事業活動計算書と一致していなかった。</p> <p>② 事業区分間繰入金明細書及び事業区分間貸付金(借入金)明細書の事業区分に補助金事業名や拠点区分名を記載していた。</p> <p>③ 国庫補助金等特別積立金明細書の当期取崩額が事業活動計算書と一致していなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い25(1)、(2)ア)</p>	<p>①補助金事業収益(一般)について補助金事業等収益明細書と事業活動計算書の金額突合が不十分であった。各書類作成後に、金額の整合性を十分に確認する。</p> <p>②記載内容にあった適切な表記を行う。</p> <p>③事業活動計算書に記載されている国庫補助金等特別積立金取崩額は作業会計に関するものが含まれておらず、また国庫補助金等特別積立金明細書には作業会計に関するものが含まれているため金額の一致が図られていなかった。当該明細書について、作業会計に関するものを分けて記載し、金額の一致を図っていく。</p>
7	<p>敬仁会館拠点のサービス区分について、法人全体用の計算書類に対する注記(6サービス区分)と拠点区分用の計算書類に対する注記(7サービス区分)でサービス区分数が相違していた。</p> <p>また、拠点区分資金収支明細書(10サービス区分)とも相違していた。</p> <p>については、サービス区分は、計算関係書類と計算書類に対する注記の法人全体用と拠点区分用との間で整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い3、24別紙1、別紙2、留意事項5)</p>	<p>敬仁会館拠点のサービス区分について、「法人全体用の注記」は経理規程に従い6サービス区分で作成していたが、「拠点区分用の注記」、「拠点区分資金収支明細書」については法人の内部的経営管理上の区分でそれぞれ作成していた。これについては、全て経理規程上の区分に従い作成していく。</p>